

様式第3号

簡易専用水道検査済証

第1273号

平成13年1月23日

建築物の名称 ナイスステージ湘南台

建築物の所在地 藤沢市湘南台4-11-13

設置者(管理者)氏名 ナイスステージ湘南台管理組合

上記建築物に設置された簡易専用水道は、水道法第34条の2第2項に規定する
検査を受けたことを証する。

検査年月日 平成13年1月23日

検査機関名 社団法人神奈川県保健協会



簡易専用水道検査表

検査機関名

横浜市中区不老町3-15-1
社団法人神奈川県保健協会
電話(045)661-0975

検査実施年月日 平成 13 年 1 月 23 日

検査員名

楠 貫 治  29

建築物の名称	ナイスステージ湘南台
設置場所	横浜市湘南台 4-11-13
設置者(管理者)	ナイスステージ湘南台管理組合
建築物の用途	(共同住宅) 事務所・店舗・学校・工場・病院・旅館・興行場・その他 ()

検査事項	判定基準等	適 否			
		番号	受水槽	番号	高置槽
水槽周囲の状態	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	1	<input type="radio"/>	35	
	水槽の周囲にたまり水、ゆう水等がないこと。	2	<input type="radio"/>	36	
	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	3	<input type="radio"/>	37	
水槽本体の状態	亀裂、漏水箇所がないこと。	4	<input type="radio"/>	31	
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	5	<input type="radio"/>	32	
	水位電極部、揚水管等の接合部は固定され防水密封されていること。	6	<input type="radio"/>	33	
	内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	7	<input type="radio"/>	34	
水槽上部の状態	水槽のふたの直接上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	8	<input type="radio"/>	38	
	水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	9	<input type="radio"/>	39	
	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他の衛生上有害のものが堆積していないこと。	10	<input type="radio"/>	40	
水槽内部の状態	汚でい、赤さび等の沈積物、槽内壁や内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	11	<input type="radio"/>	41	
	掃除が年一回定期的に行われていることが明らかであること。	12	<input type="radio"/>	42	
	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	13	<input type="radio"/>	43	
	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	14	<input type="radio"/>	44	
	外壁塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	15	<input type="radio"/>	45	
	受水口と揚水口が近接していないこと。	16	<input type="radio"/>	46	
マンホールの状態	ふたが防水密封型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。	17	<input type="radio"/>	47	
	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	18	<input type="radio"/>	48	
	マンホール面は槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	19	<input type="radio"/>	49	
オーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	20	<input type="radio"/>	50	
	管端部の防虫網が確認でき正常であること。	21	<input type="radio"/>	51	
	防虫網の網目の大きさは小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	22	<input type="radio"/>	52	
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	23	<input type="radio"/>	53	
通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	25	<input type="radio"/>	55	
	管端部の防虫網が確認でき正常であること。	26	<input type="radio"/>	56	
	防虫網の網目の大きさは小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	27	<input type="radio"/>	57	
	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	28	<input type="radio"/>	58	
水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	29	<input type="radio"/>	59	
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	30	<input type="radio"/>	60	

検査事項		判定基準等	番号	適否
その他	給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。	61	<input type="radio"/>
		水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。	62	<input type="radio"/>
水質検査	臭気	給水せんにおける水に異常な臭気が認められないこと。	63	<input type="radio"/>
	味	給水せんにおける水に異常な味が認められないこと。	64	<input type="radio"/>
	色	給水せんにおける水に異常な色が認められないこと。	65	<input type="radio"/>
	濁り	給水せんにおける水に異常な濁りが認められないこと。	66	<input type="radio"/>
	残留塩素	給水せんにおける水に遊離残留塩素(0.1mg/l以上)が検出されること。	67	26mg/l
書類検査	書類の整備保存の状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面が管理保存されていること。	68	<input type="radio"/>
		受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする図面が整理保存されていること。	69	<input type="radio"/>
		水槽の掃除の記録が整理保存されていること。	70	<input type="radio"/>
		その他必要な帳簿書類が整理保存されていること。	71	<input type="radio"/>

1. 総合判定

- (1) 良好
- (2) 一部改善が望ましい。

- (3) 速やかに改善して下さい。

2. 改善事項等に対する助言